

福井県個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、福井県個人情報保護審査会の設置および組織ならびに調査審議等の手続等について定めるものとする。

(設置等)

第二条 個人情報の保護に関する重要事項について調査審議等を行うため、福井県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十第一項に規定する都道府県の審議会とする。

(所掌事務)

第三条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

一 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

二 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年福井県条例第三十六号。以下「法施行条例」という。)第三条第三項第三号の規定により審査会の権限に属させられた事項の処理に関すること。

三 福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和四年福井県条例第三十七号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第四条第三項第三号の規定により審査会の権限に属させられた事項の処理に関すること。

四 議会個人情報保護条例第四十六条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

五 住民基本台帳法の規定により審査会の権限に属させられた事項の処理に関すること。

(委員)

第四条 審査会は、委員五人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、または委員に職務

上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査権限)

第七条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁(法第五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関(法施行条例第二条第二項に規定する実施機関をいう。)および議会個人情報保護条例第四十六条第一項の規定により審査会に諮問をした議長をいう。以下同じ。)に対し、保有個人情報(法第六十条第一項に規定する保有個人情報および議会個人情報保護条例第二条第四項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第八条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第九条 審査会は、第七条第三項の規定による資料の提出または行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第三項において準用する同法第七十四条(法第六六条

第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)もしくは行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面もしくは資料の提出があったときは、これらの資料または主張書面の写し(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。)または諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第十条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(その他)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第十二条 第四条第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処する。

第十三条 前条の規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。